

# 事業承継の支援施策

平成28年4月26日  
中小企業庁 財務課

## (参考) 事業承継施策の概要

- 事業承継関連支援は、従来、親族内承継が中心であったが、M & Aや従業員承継が増加するなど事業承継の形態が多様化していることを踏まえ、親族外承継にもその対象を拡充してきたところ。
- 中小企業の事業承継に際して発生する各種課題に応じて、法律、税制、予算等の総合的な支援施策を展開している。

### <主な課題>

### <施策>

後継者を確保できているか

はい

いいえ

株式等の承継に伴う  
相続税等の負担

遺留分による  
株式の散逸

分散した事業用資産  
の集約資金調達

後継者による新たな  
取組のための資金調達

後継者がいない

#### ➤ 事業承継税制

：非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予

※平成25年度改正で親族外後継者を対象化（平成27年1月1日施行）

#### ➤ 遺留分に係る民法の特例

：遺族の遺留分放棄を後継者が単独で家裁に許可申請可能等

※昨年の通常国会で親族外後継者を対象化（平成28年4月1日施行）

#### ➤ 金融支援

：事業用資産の買取に係る低利融資や信用保険枠の拡大

#### ➤ 第二創業補助金

：事業承継を契機に新分野に挑戦する第二創業者に対する経費補助

#### ➤ 事業引継ぎ支援センター

：後継者不在等の問題を抱える中小企業の事業引継ぎ（M&A）を支援

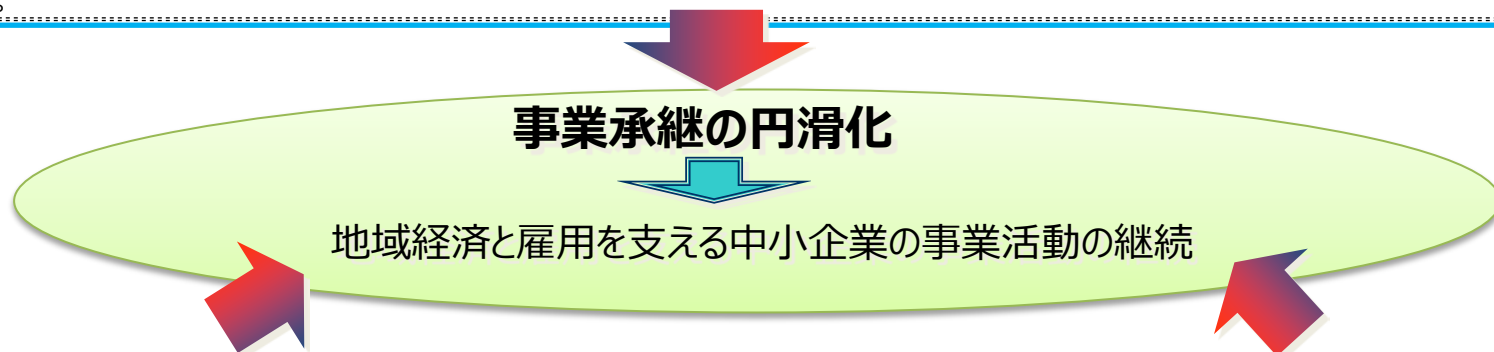
経営承継円滑化法

# (参考) 経営承継円滑化法の概要

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立。

## 1. 事業承継税制 <認定(相続税) 894件、認定(贈与税) 626件(平成28年3月末現在)>

- 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 ※平成25年度改正で、対象を親族外後継者に拡充(平成27年1月施行)。
- ◇中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される(雇用確保をはじめとする5年間の事業継続等が要件)。



## 2. 民法の特例 <確認 117件(平成28年3月末現在)>

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

### ①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

⇒ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

### ②生前贈与株式等の評価額を予め固定

⇒ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

※平成27年の通常国会で、対象を親族外に拡充する等の改正法が成立(平成28年4月1日施行)。

## 3. 金融支援 <認定 113件(平成28年3月末現在)>

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

### ①中小企業信用保険法の特例 (対象: 中小企業者)

### ②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例 (対象: 中小企業者の代表者)

⇒ 親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、幅広い資金ニーズに対応

※親族外後継者も対象。

# (参考) 事業承継税制の概要

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

<認定の要件> 中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと 等

※平成25年度改正（平成27年1月施行）により親族外承継を対象化。

## 制度概要

経済産業大臣の認定件数

相続 894件

贈与 626件

(平成20年10月～平成28年3月末)

### 相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

（注）相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2 / 3に達するまでの部分に限る。

### 贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

（注）贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2 / 3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。

①雇用の8割以上を5年間平均で維持

※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は、雇用の8割以上を毎年維持

②後継者が代表を継続

③先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留化）（贈与税）

※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は先代経営者が役員を退任

④対象株式を継続して保有

⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

# (参考) 事業承継税制の拡充 (25年度改正)

## 事業承継税制の拡充 (平成27年1月施行)

事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

後継者は、現経営者の親族に限定

➡ **親族外承継を対象化**

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持

➡ **雇用の8割以上を「5年間平均」で評価**

要件を満たせず納税猶予打切りの際は、納税猶予額に加えて利子税の支払いが必要

相続等・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除

**利子税率の引下げ (現行2.1%→0.9%)**

※平成26年1月施行

➡ **承継5年超で、5年間の利子税免除**

**民事再生・会社更生・中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除**

現経営者は、贈与時に役員を退任

➡ **贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に**

制度の利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて、「事前確認」を受けておく必要

➡ **事前確認制度を廃止** ※平成25年4月施行

猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出

➡ **現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除**

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律 (第5次地方分権一括法) の概要

平成27年6月19日成立

### 第5次地方分権一括法

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。

**〔19法律を一括改正〕**

#### 地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

(参考)

- ・第1次地方分権一括法(H23. 4成立) — 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法(H23. 8成立) — 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法(H25. 6成立) — 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法(H26. 5成立) — 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

### 主な改正内容

#### I 地方公共団体への事務・権限の移譲等

##### A 国から地方公共団体

- ・事業承継の支援措置(事業承継税制、金融支援)に係る認定等を都道府県に移譲

##### B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

#### II 義務付け・枠付けの見直し等

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農林業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

### 施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日
- ② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

※中小企業経営承継円滑化法は平成29年4月1日予定

# (参考) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

- 上場企業の株価の上昇に伴い、中小企業の中には、業績に大きな変化のない状況下であっても、想定外に 株価が高く評価されることにより、円滑な事業承継に影響を来す可能性が生じている。
- 上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動を踏まえ、取引相場のない株式の評価方式のあり方について、**早急に検討**を行う。

## 日経平均株価の推移



## 上場企業のグローバル連結経営の進展

A社 (自動車製造業)		B社 (小売業)	
	海外割合		海外割合
売上高	69%	営業収益	35%
営業利益	44%	営業利益	14%
総資産	57%	有形固定資産	26%

## 類似業種比準方式による株価の算出方法

類似業種比準価額 =

$$\begin{aligned}
 & \left( \begin{array}{c} \text{類似業種} \\ \text{の株価} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{ccc} \text{(配当)} & \text{(利益)} & \text{(簿価純資産)} \\ \frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D} & & \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{(割約率)} \\ \begin{array}{l} \text{大会社} \ 0.7 \\ \text{中会社} \ 0.6 \\ \text{小会社} \ 0.5 \end{array} \end{array} \right) \\
 & \text{A} \times \left( \frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{大会社} \ 0.7 \\ \text{中会社} \ 0.6 \\ \text{小会社} \ 0.5 \end{array} \right) \\
 & \text{株価上昇により上昇} \\
 & b, c, d: \text{評価会社の1株当たりの金額} \\
 & B, C, D: \text{上場企業の業種別の1株当たりの金額}
 \end{aligned}$$

類似業種の株価 (上場会社の平均) と、各比準要素 (配当、利益、純資産) に関する、評価対象会社と上場会社との比率を用いて、株価を求める方式。

## 【平成28年度与党税制改正大綱 (抜粋)】

- 取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

## (参考)小規模宅地特例

- 小規模宅地特例（相続土地の80%評価減）について、居住用宅地の適用面積上限を拡充（240㎡→330㎡）。
- 居住用宅地と事業用宅地の両方で特例を受ける場合には、それぞれの適用面積上限（最大730㎡）まで特例の適用を可能に。

### 改正前概要

#### ①「居住用宅地」を相続で取得した場合



- ・居住用（上限240㎡まで）  
→ 80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住 等

#### ②「居住用宅地」と「事業用宅地」を相続で取得した場合



- ・居住用（上限240㎡まで）
- ・事業用（上限400㎡まで）  
→ 最大400㎡<sup>(注)</sup>まで80%減額

【要件】相続税申告期限までの事業継続 等

(注) 居住用の上限240㎡で特例の適用を受けた場合には、事業用で特例の適用を受けることはできない。

### 改正後概要

・平成27年1月より施行  
(相続税改正と併せて施行)

- ・居住用（上限**330㎡**まで）  
→ 80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住 等

- ・居住用（上限**330㎡**まで）
- ・事業用（上限400㎡まで）  
→ 最大**730㎡**まで80%減額

【要件】相続税申告期限までの事業継続 等



# (参考)個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等

- 個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。
- 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、既存の事業用の宅地についての特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

## 個人事業者の意義

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

<政策目的>

(小規模基本法第3条)

事業の持続的な発展

<目的実現のための施策>

(小規模基本法第3条)

事業承継  
の円滑化

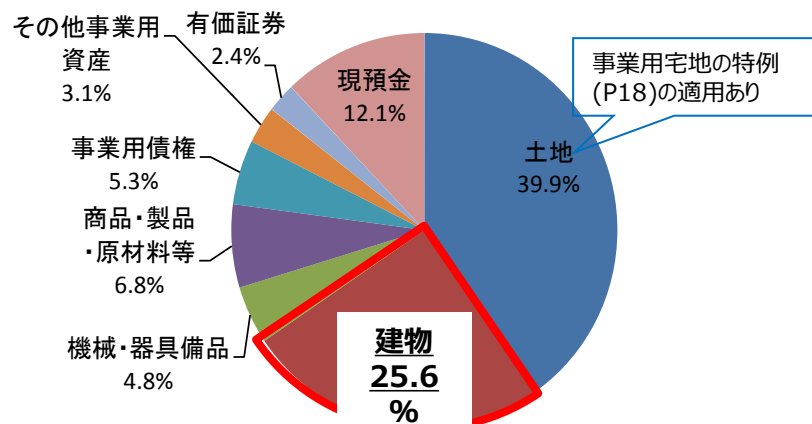
事業継続に不可欠な事業用資産の  
承継に伴う相続税負担の軽減が必要

(小規模基本法第16条)

## 施策の必要性

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する  
事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



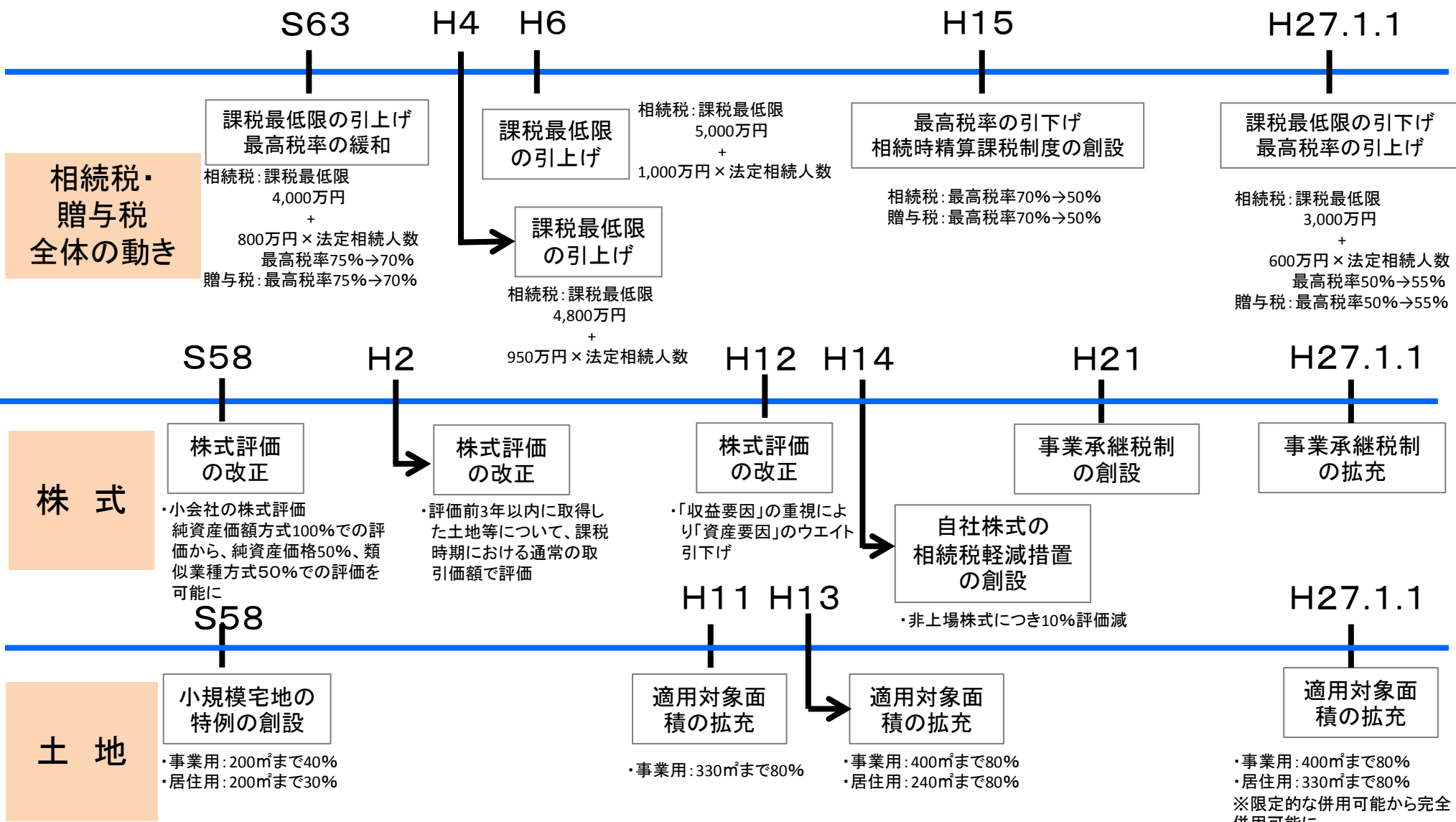
【出典】中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」  
(2015年2月、株式会社帝国データバンク) 再編加工。  
(備考) 帳簿価格ベース。資産ごとに、全体の上限下限5%を除いた数値の平均値による構成比。

## 【平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)】

- 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継承が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

# (参考)相続税・贈与税に関する特例措置の歴史

○これまで、事業承継のボトルネックとなる相続税・贈与税に係る負担軽減のため、事業用資産（土地）・株式の承継に関する税制措置を整備。



※ 平成20年10月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」施行。

# (参考) 遺留分の特例 (民法特例)

- 事業承継においては、現経営者の保有する株式等の事業用資産を円滑に後継者に承継することが重要。  
ただし、生前贈与や遺言を活用しても、遺留分（配偶者や子供に対して最低限度の資産承継の権利を保障する民法上の制度）の制約が存在。
- 制度創設前は、個々の遺留分権利者がそれぞれ単独で家庭裁判所に申立てを行い、その許可を得なければならないことから、遺留分権利者ごとに許否の判断が異なる可能性があり、許可された者と許可されなかった者との間で不公平が生じるおそれがあるなど、円滑な事業承継に支障。
- このため、親族内の遺留分権利者の全員が合意をすることにより、相続法における法律関係を合一的に確定させる「民法特例」の制度を創設。

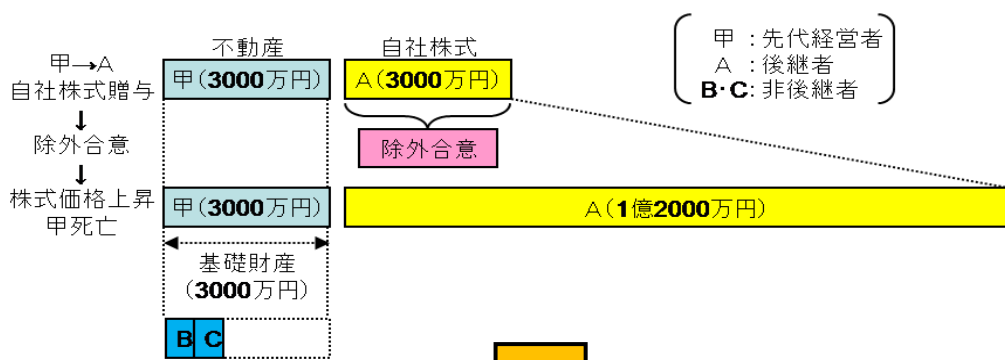
※平成27年の通常国会で、本特例の対象者を親族外に拡充する等の改正法が成立（平成28年4月1日施行）。

## 制度概要

認定件数 108件（平成27年12月末現在）

### 1. 贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外《除外合意》

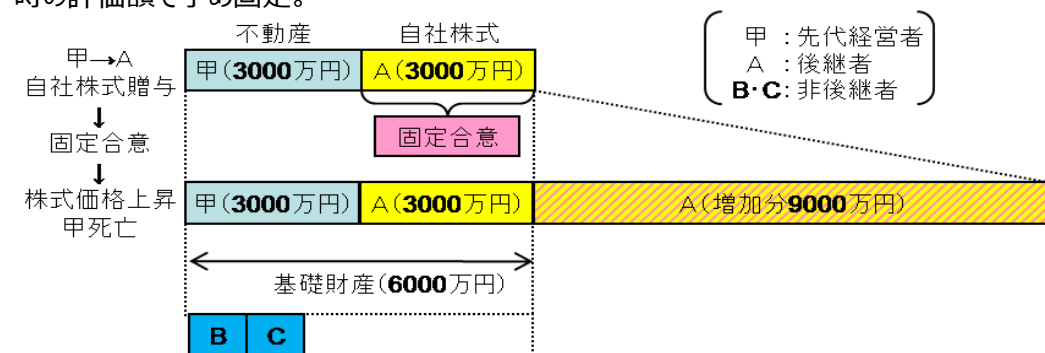
先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外。



- ・事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止
- ・後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、非後継者の手続は簡素化

### 2. 贈与株式の評価額を予め固定《固定合意》

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算される。このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与と株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定。



- ・後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除

背景

○近年、中小企業の経営者の高齢化が進行し、親族内での後継者確保が困難となる中、親族外への承継手法であるM & A等により事業を承継するケースが増加しているが、特に小規模企業は中規模企業よりも金融機関からの借入れは困難であり、資金調達の面に課題。

金融支援制度の創設

経済産業大臣の認定

認定件数 113件（平成28年3月末現在）

事業活動の継続に支障が生じている中小企業者（非上場会社及び個人事業主）を経済産業大臣が認定

会社の資金需要に対応  
（個人事業主を含む）

後継者個人の資金需要に対応

中小企業信用保険法の特例

○信用保険の拡大（別枠化）を措置

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
  - ・一定期間の運転資金 等
- の資金調達を支援。

通常

普通保険（2億円）  
無担保保険（8,000万円）  
特別小口保険（1,250万円）

+

拡大（別枠化）

普通保険（2億円）  
無担保保険（8,000万円）  
特別小口保険（1,250万円）

株式会社日本政策金融公庫法及び  
沖縄振興開発金融公庫法の特例

○代表者個人に対する融資を実施

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
  - ・相続税、遺留分減殺請求への対応資金 等
- の資金調達を支援。

※通常1.30%の基準金利（中小企業事業）が適用されるところ、0.90%の特別利率を適用。[2016年2月時点]

※普通保険：対象が中小企業者、担保提供を要する保険  
 ※無担保保険：対象が中小企業者、担保提供を要しない保険  
 ※特別小口保険：対象が小規模事業者、担保提供を要しない保険

## 平成28年度予算額 8.5億円 (12.0億円)

### 事業の内容

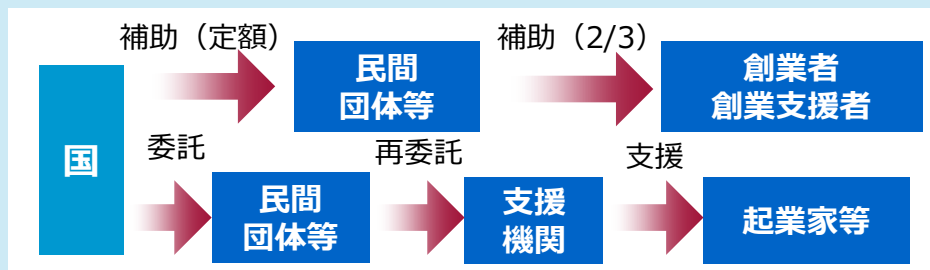
#### 事業目的・概要

- 地域活性化には、地域における女性や若者などの起業・創業を促進し、経済の新陳代謝を図る必要があります。
- そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で特定創業支援事業を受け、創業を目指す創業者や第二創業者を支援します。
- また、産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が行う創業支援の取組等を支援します。
- 創業者の基本的知識習得のため、全国で「創業スクール」を開催します。

#### 成果目標

- 平成28年から平成32年までの5年間の事業であり、
  - ① 補助終了後5年経過時の事業継続率90%を目指します。
  - ② 補助終了後5年経過時の従業員数の計画達成率50%を目指します。
  - ③ 創業スクール受講者の創業率50%を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 創業・第二創業補助金

- 地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用を補助します（補助上限200万円、補助率2/3）。また、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者に対し、創業費用に加え、廃業費用（法手続費用、在庫処分等）も補助します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

#### 創業支援事業者補助金

- 産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（創業者への継続的な経営指導、ビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営事業等）や創業支援の質の向上を図る取組等を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

#### 創業スクール

- 全国の支援機関が、創業スクールを開催してビジネスプランの作成まで指導し、創業までのフォローアップを行うとともに、受講生を対象としたビジネスプランコンテストの開催等を行います。また、新たにサービス産業等の「業種別コース」を開催します。

# (参考) 事業引継ぎ支援事業の概要について

○後継者不在の中小企業者等の事業引継ぎを支援するため、平成23年度より事業引継ぎ支援事業を開始。全国の認定支援機関（商工会議所、産業振興センター等）に「事業引継ぎ支援センター」を設置し、事業承継に関する幅広い相談対応や、M & A等のマッチング等を行う。

## 事業引継ぎ支援センターの支援スキーム

### 譲受企業・譲渡企業

